

ある治療を行う事について医師から説明を受けて同意又は拒絶する事は患者本人が行うものです。本人に判断能力がない場合、従来から当然のように家族が同意等を行っています。昨今ではそのような家族がいない、又は家族がいても本人との関わりを避ける事があり患者本人の医療を受ける権利が保障されないという事例があります。民法では本来医療行為の同意は本人のみ認められるものであり、家族の同意は法的根拠ありません。成年後見人は身上配慮義務（民法八五八条）を負つておりますが医療同意権はないとされており家族がない患者に対する医療の差し控えという事態を招い

ています。家庭裁判所は成年後見人の医療同意権は明確な規定がないので慎重に対応して下さいとしています。他方で特別法の精神保健福祉法や感染症予防法、予防接種法等で後見人を保護者として位置付けし医療同意権を与えると解釈できる規定があります。現在、本人が適切な医療を受ける権利を守る法案が各団体などで検討されています。

## 過払い金の返還請求なら

**債務整理 離婚 相続 他**

## 三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎ 079-561-2050 tajima\_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>